

各 位

不動産投信発行者名

東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号

DA オフィス投資法人

代表者名 執行役員 松岡 孝太郎

(コード番号: 8976)

投資信託委託業者

株式会社ダヴィンチ・セレクト

代表者名 代表取締役社長 阿部 尚志

問合せ先 IR 総合企画部長 西垣 佳機

TEL. 03-6215-9649

規約変更及び役員等の選任に関するお知らせ

DA オフィス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、平成 19 年 6 月 27 日開催の本投資法人の第 4 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)の招集に関し、その目的事項を下記のとおりとすることを承認いたしましたので、お知らせいたします。なお、下記の決議事項は、投資主総会の決議によって効力を生じます。

記

1. 決議事項の概要

第 1 号議案 規約変更の件

本投資法人は、以下の理由に基づき規約の変更を企図しておりますので、本投資主総会におきまして、規約の変更に係る議案を提出いたします。(規約変更の内容の詳細については、添付資料「第 4 回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

(規約変更の理由)

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、現行規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行に伴い、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、必要な条項を新設するものであります。

投資主総会に出席できない投資主様による電磁的方法による議決権の行使について、必要な条項を新設するものであります。

本投資法人の設立の際に定めた規定について、規約を簡素化すべく、手続きの完了や期間の経過により不要となった条項を、変更又は削除するものであります。

第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

執行役員 1 名は、平成 19 年 7 月 10 日をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員 1 名の選任に係る議案を提出いたします。(役員選任の詳細については、添付資料

「第4回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

#### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員2名は、平成19年7月10日をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、監督役員2名の選任に係る議案を提出いたします。(役員選任の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

現会計監査人であるみすず監査法人より、同監査法人の業務終了に伴い平成19年8月1日以降、監査業務を継続できない旨の申し出がありましたので、本投資主総会におきまして、会計監査人の選任に係る議案を提出いたします。(会計監査人選任の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集のご通知」をご参照ください)

## 2. 日程について

平成19年5月22日投資主総会提出議案承認役員会

平成19年6月12日投資主総会招集通知の発送(予定)

平成19年6月27日投資主総会(予定)

添付資料：第4回投資主総会招集のご通知

以上

\* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.da-office.co.jp>

平成19年6月12日

## 投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号  
D A オフィス投資法人  
執行役員 松岡孝太郎

### 第4回投資主総会招集のご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成19年6月26日（火曜日）までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

- 1、日 時：平成19年6月27日（水曜日）午後2時
- 2、場 所：東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館 7階 大ホール  
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
- 3、会議の目的事項：

決議事項

- |       |            |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 規約変更の件     |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監督役員2名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件  |
- 各議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についての参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、現行規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)の施行に伴い、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となることから、本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、同法において要求されている要件に従い、第30条第1項を変更し、附則第1条を新設するものであります。
- (3) 投資主総会に出席できない投資主様による電磁的方法による議決権の行使について、第13条の2を新設するものであります。
- (4) 本投資法人の設立の際に定めた規定のうち、手続きの完了や期間の経過により不要となった条項を変更、又は削除し、規約を簡素化すべく、第1条を変更、並びに第18条第1項但し書き、第25条第1項但し書き、第31条第1項但し書き、及び第12章の全体(第36条乃至第39条)を削除するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線が変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
第1条(商号) 本規約で設立する投資法人は、DAオフィス投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、英文ではDA Office Investment Corporationと表示する。	第1条(商号) 本投資法人は、DAオフィス投資法人と称し、英文ではDA Office Investment Corporationと表示する。
第2条 (省略)	第2条 (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第3条（本店の所在する場所） 本投資法人は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条（発行する投資口の総口数） 1．本投資法人の発行する投資口の総口数は、200万口とする。 2．（省略） 3．本投資法人は、第1項の投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として執行役員が決定し、役員会が承認する価額とする。</p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、投資口の名義書換（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）への記載又は記録を含む。以下同じ。）、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第7条及び第8条 （省略）</p>	<p>第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条（発行可能投資口総口数） 1．本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。 2．（現行どおり） 3．本投資法人の執行役員は、第1項の投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。</p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、投資主名簿（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第7条及び第8条 （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p>1．（省略）</p> <p>2．（省略）</p> <p>3．投資主総会を招集するには、<u>会日から2か月前に会日を公告し、会日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。</u></p> <p>第10条乃至第13条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第14条 （省略）</p> <p>第15条（基準日）</p> <p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者となることができる。</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>1．（省略）</p> <p>2．（省略）</p> <p>3．投資主総会を招集するには、<u>執行役員は、投資主総会の日</u>の2月前までに当該日を公告し、<u>当該日の2週間前までに、投資主に対して書面をもってその通知を</u>発する。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第10条乃至第13条 （現行どおり）</p> <p>第13条の2（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p><u>1．電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。</u></p> <p><u>2．電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>第14条 （現行どおり）</p> <p>第15条（基準日）</p> <p>本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載され、<u>又は記録されている投資主又は登録投資口質権者</u>をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者となることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条（投資主総会議事録）  投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第17条  （省略）</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）  1．執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。<u>ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りでない。</u></p> <p>2．（省略）</p> <p>第19条  （省略）</p> <p>第20条（執行役員及び監督役員の賠償責任の免除）  本投資法人は、執行役員又は監督役員による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</p>	<p>第16条（投資主総会議事録）  投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項を記載又は記録</u>した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第17条  （現行どおり）</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）  1．執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任する。  （削除）</p> <p>2．（現行どおり）</p> <p>第19条  （現行どおり）</p> <p>第20条（執行役員及び監督役員の賠償責任の免除）  本投資法人は、執行役員又は監督役員の<u>投信法第115条の6第1項の責任</u>について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の<u>執行の状況</u>その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議によって法令に定める限度において免除することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>(1) 役員会の決議の日の属する営業期間</u>  <u>(第31条にいう営業期間をいう。以下</u>  <u>同じ。)</u>又はその前の各営業期間にお  いて、当該執行役員又は監督役員が報  酬その他の職務遂行上の対価として本  投資法人から受け、又は受けるべき財  産上の利益(第2号に定めるものを除  く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</p> <p><u>(2) 当該執行役員又は監督役員が本投資</u>  <u>法人から受けた退職慰労金の額及びそ</u>  <u>の性質を有する財産上の利益の額の合</u>  <u>計額と当該合計額をその職に就いてい</u>  <u>た年数で除した額に4を乗じた額との</u>  <u>いずれか低い額</u></p> <p>第21条及び第22条  (省略)</p> <p>第23条(役員会議事録)  役員会に関する議事については、議事の  経過の要領及びその結果を記載した議事録  を作成し、出席した執行役員及び監督役員  が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>第24条  (省略)</p> <p>第25条(会計監査人の選任)  会計監査人は、投資主総会において選任  する。ただし、法令の規定により、設立の  際に選任されたものとみなされる会計監査  人はこの限りでない。</p> <p>第26条乃至第29条  (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第21条及び第22条  (現行どおり)</p> <p>第23条(役員会議事録)  役員会に関する議事については、議事の  経過の要領及びその結果並びにその他法令  で定める事項を記載又は記録した議事録を  作成し、出席した執行役員及び監督役員  が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>第24条  (現行どおり)</p> <p>第25条(会計監査人の選任)  会計監査人は、投資主総会の決議によっ  て選任する。</p> <p>(削除)</p> <p>第26条乃至第29条  (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1．本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2．（省略）</p> <p>3．（省略）</p> <p>4．（省略）</p> <p>第31条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで、及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、設立当初の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成18年5月末日までとする。</u></p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条第1項に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算日の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金及び<u>評価差額金</u>の合計額（出資総額等）を控除した金額をいう。）とする。</u></p>	<p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1．本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2．（現行どおり）</p> <p>3．（現行どおり）</p> <p>4．（現行どおり）</p> <p>第31条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで、及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p> <p>（削除）</p> <p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法に定める利益の金額（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される利益（決算日の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金及び<u>評価・換算差額等</u>の合計額（出資総額等）を控除した金額をいう。）とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 分配金の分配方法  本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。)に記載のある投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第33条  (省略)</p> <p>第34条(業務及び事務の委託)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、<u>投信法第111条に定める事務</u>(以下「一般事務」という。)については第三者に委託する。</p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債券の募集に関する事務、投資法人債の名称書換に関する事務、投資証券及び投資法人債の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。))第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。)</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各業務を委託することとする。</p> <p>第35条  (省略)</p> <p>第12章 附 則</p> <p>第36条(設立企画人)  <u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。</u>  名 称：株式会社ダヴィンチ・セレクト  住 所：東京都中央区銀座六丁目2番1号</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 分配金の分配方法  本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>第33条  (現行どおり)</p> <p>第34条(業務及び事務の委託)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、<u>投信法第117条に定める事務</u>(以下「一般事務」という。)については第三者に委託する。</p> <p>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債券の募集に関する事務、<u>投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者に係る事務(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。))第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。)</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各業務を委託することとする。</p> <p>第35条  (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第37条（設立企画人報酬）</u>  <u>設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として5,000万円を受領する。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第38条（投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額）</u>  <u>本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、本投資法人の設立に係る専門家（弁護士、公認会計士及び税理士等を含む。）に対する報酬及びその他設立のための事務に必要な費用（設立登記の登録免許税、創立総会に関する費用、投信法第187条に規定する登録のために支出した費用及び投資証券の作成印刷費等を含む。）とし、その金額は3,000万円を上限とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p><u>第39条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数）</u>  <u>本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は400口とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（短期投資法人債に係る規定の効力発生日）</u>  <u>本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の施行日より有効となることとする。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員1名は、平成19年7月10日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、執行役員松岡孝太郎は、平成18年11月20日に本投資法人執行役員に就任しておりますが、本投資法人規約の定めにより、その任期が前任者の残存期間と同一とされているため、平成19年7月10日をもって任期満了となるものです。また、本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成19年7月11日より2年とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
(まつおか こうたろう) 松 岡 孝 太 郎 (昭和50年1月14日生)	平成9年4月 株式会社日航商事(現株式会社JALUX)入社 平成11年9月 ワシントン大学留学 平成12年10月 株式会社旺栄 入社 平成14年2月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社 平成17年10月 株式会社ダヴィンチ・セレクト 出向 平成18年1月 株式会社ダヴィンチ・セレクト 転籍 平成18年2月 同社取締役投資運用部長就任 (現職) 平成18年11月 本投資法人執行役員就任(現職)
所有する本投資法人の投資口数	10口

- ・執行役員候補者松岡孝太郎は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社ダヴィンチ・セレクトの取締役投資運用部長であり、投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づく内閣総理大臣の兼職承認を受けております。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員2名は、平成19年7月10日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成19年7月11日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	(ひらいしたかゆき) 平石孝行 (昭和40年10月16日生)	平成4年4月 弁護士登録 スプリング法律事務所 (旧名称：沖信・石原・清法律事務所)入所
		平成7年9月 University of Connecticut School of Law留学 平成8年9月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP (旧名称：Pillsbury, Madison & Sutro LLP) 法律事務所Los Angeles Office勤務 平成9年9月 スプリング法律事務所復帰(現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任(現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし
2	(さくまひろし) 佐久間 宏 (昭和34年1月28日生)	昭和58年4月 日本電気株式会社 平成元年9月 アーサーアンダーセン 平成3年4月 ケーパース&ライブランド 平成7年9月 スミス・パーニー証券会社 平成8年7月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 平成10年4月 佐久間公認会計士事務所開所(現業)
		平成12年5月 株式会社ジャストプランニング取締役就任(現職) 平成17年7月 本投資法人監督役員就任(現職)
	所有する本投資法人の投資口数	なし

・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

本投資法人の現会計監査人であるみすず監査法人より、同監査法人の業務終了に伴い、平成19年8月1日以降監査業務を継続できない旨の申し出が平成19年5月21日付けでありましたので、平成19年8月1日付で新日本監査法人を会計監査人として選任することをお願いするものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

##### 会計監査人候補者

名 称	新日本監査法人		
事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	日比谷国際ビル	
沿革	太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が平成12年4月に合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。平成13年7月に名称を新日本監査法人とする。		
概 要	（平成19年3月31日現在）		
	公認会計士		1,748名
	会計士補		978名
	関与会社数		4,517社
	出 資 金		1,694百万円
	事 務 所 等	国内 東京ほか	34カ所
		連絡事務所	3カ所
		海外駐在	24カ所

##### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第14条第1項に定める

「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案はにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

# 投資主総会会場ご案内図



- |     |             |      |       |
|-----|-------------|------|-------|
| J R | 新橋駅         | 日比谷口 | 徒歩 5分 |
| 地下鉄 | 東京メトロ銀座線新橋駅 | 出口   | " 5分  |
|     | 都営浅草線新橋駅    | 出口   | " 5分  |
|     | 都営三田線内幸町駅   | A2出口 | " 1分  |
- 航空会館** 東京都港区新橋一丁目18番1号  
 7階 大ホール  
 ・ (03)3501 - 1272 (代表)

お願い：航空会館には時間貸し駐車場はございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。